

生活年金共済のご案内

(年金払特約付団体定期保険)

募集期間	令和3年9月21日～令和3年10月15日
保険期間	令和4年2月1日～令和5年1月31日

生活年金共済の新規加入を受け付けます。

生活年金共済は横浜市立学校教職員互助会(以下「互助会」という)会員とその配偶者だけが加入できる1年更新の団体定期保険です。手続きは年に一度です。この機会をお見逃しなく!

第38回(令和4年)のポイント

①再任用の方も含め会員すべての方が加入できます。

(ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く)

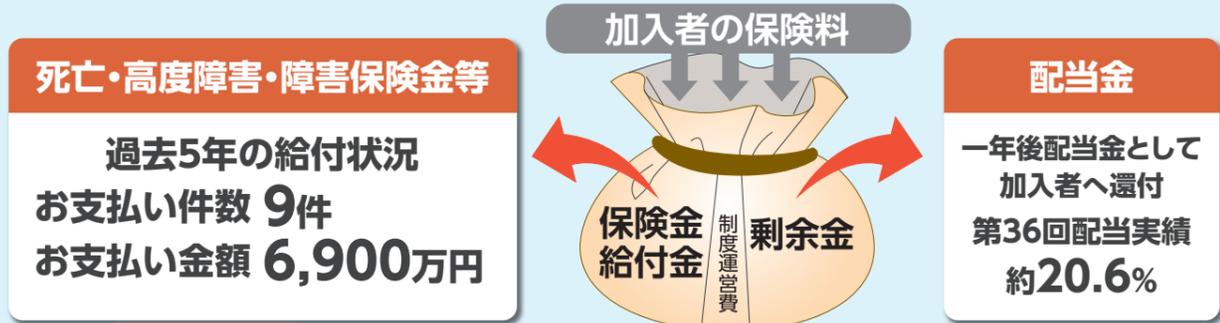
②保険料は年齢にかかわらず一律です。

第38回 生活年金共済の例

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	障害状態 (障害年金1級)のとき (障害保険金)	障害状態 (障害年金1級・2級)のとき (障害初期給付金)	月額保険料 (概算)
本人 (15～64歳)	300万円	300万円	300万円	30万円	1,191円
本人 (65～80歳)	300万円	300万円	対象外	対象外	1,080円
配偶者 (16～70歳)	300万円	300万円	対象外	対象外	1,080円

・本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・障害特約)をセットしたものです。
 ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
 ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
 ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
 ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
 ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
 ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
 ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

制度の仕組み



※生活年金共済は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
 ※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。
 ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※生活年金共済には保険料を互助会が全額負担する全員加入部分があります。

2年目

加入対象者	互助会の会員(ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く)本人
保険金額	一律30万円
保険料	保険料は互助会が全額負担します
配当金	会員の方への配当金還付はありません
死亡保険金受取人	本人の配偶者、子(子が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位の者
高度障害保険金受取人	互助会の会員(ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く)本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、パンフレットの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。
 全員加入部分への加入について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

9月21日以降に各所属に学校メール便で次の書類をお送りします。

●新規申込書類(パンフレット・申込書等)2部

※パンフレットは互助会ホームページにも9月21日以降に掲載します。ご希望の方は互助会へご請求ください。
<https://hamagojo.com/news/seikatsu/>



保障内容

- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。
- 障害状態(障害年金1級、2級)の場合、障害初期給付金をお支払いします。

ライフステージに合わせた推奨コース



給付例

生活年金共済(任意加入部分)

全員加入部分に更に上乗せして加入できる部分(令和4年2月1日責任開始期(加入日))

300万円コース

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

年2回 約30万円を5年間給付

(「生活年金共済(任意加入部分)」として300万円(年金原資)を給付)

900万円コース

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

年2回 約30万円を15年間給付

(「生活年金共済(任意加入部分)」として900万円(年金原資)を給付)

1,500万円コース

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

任意加入部分 約30万円

年2回 約30万円を25年間給付

(「生活年金共済(任意加入部分)」として1,500万円(年金原資)を給付)

全員加入部分

会員が、在職中に万一死亡(または所定の高度障害に該当)した場合、30万円が給付されます。

全員加入部分 30万円

※保険料は年齢に関係ありません。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※その他のコースにつきましては、パンフレットをご確認ください。
 ※この募集期間は生活年金共済(任意加入部分)のお手続期間となります。